

○東京藝術大学有害作業場における作業責任者の業務等に関する要項

〔平成17年4月1日〕
学 長 裁 定

改正 平成18年3月15日 平成25年1月8日

平成25年11月12日

(目的)

第1 東京藝術大学安全衛生管理規則第14条に基づき、作業責任者の業務、有害業務従事者の登録及び資格取得等、労働災害を防止するために必要な事項を定める。

(作業責任者の選任が必要な作業場)

第2 作業責任者の選任が必要な作業場は、別表1及び別表2に掲げる作業を行う作業場とする。

(作業責任者の業務)

第3 学長は、作業責任者に以下の業務を行わせなければならない。

- (1) 有害業務による労働災害を防止するために、作業方法を点検、指導すること。
- (2) 排気装置などの保護装置の性能、保護具等の用具の性能その他作業場の安全衛生に関する点検を、1月を超えない期間ごとに行い、その結果を記録すること。
- (3) 作業場で使用する有害物質、有害エネルギー等を管理すること。
- (4) 保護具等の使用を監視すること。
- (5) 有害業務に従事する者への安全衛生に関する事項の教育、指導を行うこと。
- (6) 作業場の整理、整頓、清潔、清掃を指導すること。
- (7) その他、安全衛生上必要な事項を行うこと。

(有害業務従事者の登録)

第4 有害業務従事者の登録については、次によるものとする。

- (1) 別表1及び別表2に掲げる有害業務を行おうとする者は、別紙様式により学長に登録の申請をするものとする。
- (2) 前号の申請は、作業責任者が作業場ごとに取りまとめて行うものとする。
- (3) 学長は、第1号の申請があったときは、申請内容を審査し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。)の基準に合致していると認める場合は、有害業務従事者として登録するとともに、作業責任者に許可証を発行する。
- (4) 前号の登録の有効期間は、登録した年度限りとし、更新する場合は、当該年度の4月末日までに行うものとする。
- (5) 登録内容に変更があった場合は、その都度変更申請を行うものとする。

(資格取得)

第5 有害業務を行うのに必要な資格取得については、次によるものとする。

- (1) 学長は、有害業務を行おうとする者に対し、別表1及び別表2に掲げる必要な資格を取得させるため、免許の取得又は技能講習、特別教育の受講を命じるものとする。
- (2) 前号の資格取得にかかる費用のうち、次のものについては大学が負担するも

のとする。ただし、1人の職員に対して、同一の資格について費用を負担するのは1回限りとする。

- ① 受験のための事前講習会参加費（原則として、大学が受講を命じたものに限る。）
- ② 受験料（免許試験）、受講料（技能講習、特別教育）
- ③ 受験、受講準備のためのテキスト代
- ④ 免許証発行手数料
- ⑤ 受験、受講のための交通費

附 則

- 1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 労働安全衛生法にかかる資格取得についての取扱い（平成15年9月5日）については、これを廃止する。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日までに資格を取得した者については、引き続き対象業務に従事することができるものとする。

附 則

この要項は、平成25年1月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年11月12日から施行する。

別表 1

作業場ごとに少なくとも 1 人が資格を取得し、その中から作業責任者を選任すべき作業

作業内容	責任者名称	必要な資格	参考条文
1. 高圧室内作業	高圧室内 作業責任者	高圧室内作業主任者 (免許)	安衛令 6 条 1 号
2. アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	ガス溶接 作業責任者	ガス溶接作業主任者 (免許)	安衛令 6 条 2 号
3. 機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業	林業架線 作業責任者	林業架線作業主任者 (免許)	安衛令 6 条 3 号
4. 放射線業務に係る作業	エックス線 作業責任者	エックス線作業主任者 (免許)	安衛令 6 条 5 号
5. ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	ガンマ線透過写真撮影 作業責任者	ガンマ線透過写真撮影作業主任者 (免許)	安衛令 6 条 5 号 の 2
6. 木材加工用機械による作業	木材加工用 機械作業責任者	木材加工用機械作業主任者 (技能講習)	安衛令 6 条 6 号
7. プレス機械による作業	プレス機械 作業責任者	プレス機械作業主任者 (技能講習)	安衛令 6 条 7 号
8. 乾燥設備による物の加熱乾燥の作業	乾燥設備 作業責任者	乾燥設備作業主任者 (技能講習)	安衛令 6 条 8 号
9. コンクリート破砕機を用いて行う破砕の作業	コンクリート破砕機 作業責任者	コンクリート破砕機作業主任者 (技能講習)	安衛令 6 条 8 号 の 2
10. 地山の掘削の作業	地山の掘削 作業責任者	地山の掘削作業主任者 (技能講習)	安衛令 6 条 9 号
11. 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	土止め支保 工作業責任者	土止め支保工作業主任者 (技能講習)	安衛令 6 条 10 号
12. ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等 作業責任者	ずい道等の掘削等作業主任者 (技能講習)	安衛令 6 条 10 号の 2

作業内容	責任者名称	必要な資格	参考条文
13. ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工作業責任者	ずい道等の覆工作業主任者(技能講習)	安衛令6条10号の3
14. 岩石の採取のための掘削の作業	採石のための掘削作業責任者	採石のための掘削作業主任者(技能講習)	安衛令6条11号
15. はいのはい付け又ははいくずしの作業	はい作業責任者	はい作業主任者(技能講習)	安衛令6条12号
16. 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業	船内荷役作業責任者	船内荷役作業主任者(技能講習)	安衛令6条13号
17. 型わく支保工の組立て又は解体の作業	型わく支保工の組立て等作業責任者	型わく支保工の組立て等作業主任者(技能講習)	安衛令6条14号
18. つり足場、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	足場の組立て等作業責任者	足場の組立て等作業主任者(技能講習)	安衛令6条15号
19. 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業責任者	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者(技能講習)	安衛令6条15号の2
20. 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるものの架設、解体又は変更の作業	鋼橋架設等作業責任者	鋼橋架設等作業主任者(技能講習)	安衛令6条15号の3
21. 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業責任者	木造建築物の組立て等作業主任者(技能講習)	安衛令6条15号の4
22. コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者(技能講習)	安衛令6条15号の5

	作業責任者		
23. 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のものの架設又は変更の作業	コンクリート橋架設等作業責任者	コンクリート橋架設等作業主任者(技能講習)	安衛令 6 条 15 号の 6
24. ボイラーの据付けの作業	ボイラー据付け工事作業責任者	ボイラー据付け工事作業主任者(技能講習)	安衛令 6 条 16 号

作業内容	責任者名称	必要な資格	参考条文
25. 第一種圧力容器の取扱いの作業	第一種圧力容器取扱作業責任者	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者(技能講習) 普通第一種圧力容器取扱作業主任者(技能講習)	安衛令 6 条 17 号
26. 特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業	特定化学物質等作業責任者	特定化学物質等作業主任者(技能講習)	安衛令 6 条 18 号
27. 鉛業務に係る作業	鉛作業責任者	鉛作業主任者(技能講習)	安衛令 6 条 19 号
28. 四アルキル鉛等業務に係る作業	四アルキル鉛等作業責任者	四アルキル鉛等作業主任者(技能講習)	安衛令 6 条 20 号
29. 酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏危険作業責任者	酸素欠乏危険作業主任者(技能講習) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(技能講習)	安衛令 6 条 21 号
30. 有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務に係る作業	有機溶剤作業責任者	有機溶剤作業主任者(技能講習)	安衛令 6 条 22 号

※ 1 別表 1 の 1 と別表 2 の 37 の両方に該当する場合は、高圧室内作業主任者の免許を取得した者を作業責任者とする。

※ 2 別表 1 の 2 と別表 2 の 11 の両方に該当する場合は、ガス溶接作業主任者の免許を取得した者を作業責任者とする。

※ 3 別表 1 の 3 と別表 2 の 27 の両方に該当する場合は、林業架線作業主任者の

- 免許を取得した者を作業責任者とする。
- ※4 別表1の4と別表2の41の両方に該当する場合は、エックス線作業主任者の免許を取得した者を作業責任者とする。
 - ※5 別表1の5と別表2の41の両方に該当する場合は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者の免許を取得した者を作業責任者とする。
 - ※6 別表1の7と別表2の24の両方に該当する場合は、プレス機械作業主任者の技能講習を修了した者を作業責任者とする。
 - ※7 別表1の12と別表2の45の両方に該当する場合は、ずい道等の掘削等作業主任者の技能講習を修了した者を作業責任者とする。
 - ※8 別表1の13と別表2の45の両方に該当する場合は、ずい道等の覆工作業主任者の技能講習を修了した者を作業責任者とする。
 - ※9 別表1の28と別表2の38の両方に該当する場合は、四アルキル鉛等作業主任者の技能講習を修了した者を作業責任者とする。
 - ※10 別表1の29と別表2の39の両方に該当する場合は、酸素欠乏危険作業主任者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の技能講習を修了した者を作業責任者とする。

別表 2

作業に従事する者全員が資格を取得し、その中から作業責任者を選任すべき作業

作業内容	責任者名称	必要な資格	参考条文
1. 発破の場合におけるせん孔、装てん、折線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務に係る作業	発破作業責任者	発破技士(免許)	安衛令 20 条 1 号
2. 揚貨装置の運転の業務に係る作業	揚貨装置運転作業責任者	揚貨装置運転士(免許) 揚貨装置の運転の業務に係る特別教育	安衛令 20 条 2 号 安衛則 36 条 6 号
3. ボイラー(小型ボイラーを除く)の取扱いの業務に係る作業	ボイラー取扱作業責任者	特級ボイラー技士(免許) 1 級ボイラー技士(免許) 2 級ボイラー技士(免許) ボイラー取扱技能講習	安衛令 20 条 3 号
4. 小型ボイラーの取扱いの業務に係る作業	小型ボイラー取扱作業責任者	小型ボイラーの取扱いの業務に係る特別教育	安衛則 36 条 14 号
5. ボイラー又は第 1 種圧力容器の溶接の業務に係る作業	ボイラー溶接作業責任者	特別ボイラー溶接士(免許) 普通ボイラー溶接士(免許)	安衛令 20 条 4 号
6. ボイラー又は第 1 種圧力容器の整備の業務に係る作業	ボイラー整備作業責任者	ボイラー整備士(免許)	安衛令 20 条 5 号
7. クレーンの運転の業務に係る作業	クレーン運転作業責任者	クレーン運転士(免許) 床上操作式クレーン運転技能講習 クレーンの運転の業	安衛令 20 条 6 号

		務に係る特別教育	安衛則 36 条 15 号
8. 移動式クレーンの運転の業務に係る作業	移動式クレーン運転作業責任者	移動式クレーン運転士(免許) 小型移動式クレーン運転技能講習 移動式クレーンの業務に係る特別教育	安衛令 20 条 7 号 安衛則 36 条 16 号

作業内容	責任者名称	必要な資格	参考条文
9. デリックの運転の業務に係る作業	デリック運転作業責任者	デリック運転士(免許) デリックの運転の業務に係る特別教育	安衛令 20 条 8 号 安衛則 36 条 17 号
10. 水中において行う業務に係る作業	潜水作業責任者	潜水士(免許)	安衛令 20 条 9 号
11. 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に係る作業	ガス溶接作業責任者	ガス溶接技能講習	安衛令 20 条 10 号
12. フォークリフトの運転の業務に係る作業	フォークリフト運転作業責任者	フォークリフト運転技能講習 フォークリフトの運転の業務に係る特別教育	安衛令 20 条 11 号 安衛則 36 条 5 号
13. 建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る作業	建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転作業責任者	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に係る特別教育	安衛令 20 条 12 号 安衛則 36 条 9 号

14. 建設機械(基礎工事用)の運転の業務に係る作業	建設機械(基礎工事用)運転作業責任者	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転の業務に係る特別教育 基礎工事用建設機械の運転の業務に係る特別教育	安衛令 20 条 12 号 安衛則 36 条 9 号 安衛則 36 条 9 号の 2
15. 建設機械(基礎工事用)の作業装置の運転の業務に係る作業	建設機械(基礎工事用)作業装置操作作業責任者	車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 9 号の 3

作業内容	責任者名称	必要な資格	参考条文
16. 建設機械(解体用)の運転の業務に係る作業	建設機械(解体用)運転作業責任者	車両系建設機械(解体用)運転技能講習 小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育	安衛令 20 条 12 号 安衛則 36 条 9 号
17. 建設機械(締固め用)の運転の業務に係る作業	建設機械(締固め用)運転作業責任者	ローラーの運転の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 10 号
18. コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務に係る作業	コンクリート打設用機械作業装置操作作業責任者	コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 10 号の 2
19. ショベルローダー又はフォ	ショベルロ	ショベルローダー等	安衛令 20 条 13

ークローダーの運転の業務に係る作業	ーダー等運転作業責任者	運転技能講習 ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育	号 安衛則 36 条 5 号の 2
20. 不整地運搬車の運転の業務に係る作業	不整地運搬車運転作業責任者	不整地運搬車運転技能講習 不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育	安衛令 20 条 14 号 安衛則 36 条 5 号の 3
21. 高所作業車の運転の業務に係る作業	高所作業車運転作業責任者	高所作業車運転技能講習 高所作業車の運転の業務に係る特別教育	安衛令 20 条 15 号 安衛則 36 条 10 号の 5
22. 揚貨装置又はクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務に係る作業	玉掛け作業責任者	玉掛け技能講習 玉掛けの業務に係る特別教育	安衛令 20 条 16 号 安衛則 36 条 19 号
23. 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に係る作業	研削といしの取替え等作業責任者	研削といしの取替え等の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 1 号
24. プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務に係る作業	プレス機械作業責任者	プレス機械の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 2 号

作業内容	責任者名称	必要な資格	参考条文
25. アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務に係る作業	アーク溶接作業責任者	アーク溶接等の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 3 号
26. 高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若	電気取扱作業責任者	電気取扱業務に係る特別教育	安衛則 36 条 4 号

しくは操作の業務、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る作業			
27. 機械集材装置の運転の業務に係る作業	機械集材装置運転作業責任者	機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 7 号
28. 伐木等の業務に係る作業	伐木等作業責任者	伐木等の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 8 号
29. チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務に係る作業	チェーンソー取扱作業責任者	チェーンソー取扱の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 8 号の 2
30. ボーリングマシンの運転の業務に係る作業	ボーリングマシン運転作業責任者	ボーリングマシンの運転の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 10 号の 3
31. ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務に係る作業	ジャッキ式つり上げ機械作業責任者	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 10 号の 4
32. 巻上げ機の運転の業務に係る作業	巻上げ機運転作業責任者	巻上げ機の運転の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 11 号
33. 動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるものの運転の業務に係る作業	軌道装置の動力車運転作業責任者	軌道装置の動力車の運転の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 13 号
34. 建設用リフトの運転の業務に係る作業	建設用リフト運転作業責任者	建設用リフトの運転の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 18 号
35. ゴンドラの操作の業務に係る作業	ゴンドラ取扱作業責任者	ゴンドラ取扱業務特別教育	安衛則 36 条 20 号

作業内容	責任者名称	必要な資格	参考条文
36. 作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務に係る作業	空気圧縮機運転作業責任者	空気圧縮機の運転の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 20 号の 2
37. 高気圧業務に係る作業	高気圧業務作業責任者	高気圧業務特別教育	安衛則 36 条 21 号～24 号の 2
38. 四アルキル鉛等業務に係る作業	四アルキル鉛等作業責任者	四アルキル鉛等業務特別教育	安衛則 36 条 25 号
39. 酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏危険作業責任者	酸素欠乏危険作業特別教育	安衛則 36 条 26 号
40. 特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務に係る作業	特殊化学設備の取扱等作業責任者	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 27 号
41. エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に係る作業	透過写真撮影業務作業責任者	透過写真撮影業務特別教育	安衛則 36 条 28 号
42. 加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内において核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に係る作業	核燃料物質等取扱作業責任者（加工施設等）	加工施設等において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別教育	安衛則 36 条 28 号の 2
43. 原子炉施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に係る作業	核燃料物質等取扱作業責任者（原子炉施設）	原子炉施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別教育	安衛則 36 条 28 号の 3
44. 特定粉じん作業に係る業務に係る作業	粉じん作業責任者	粉じん作業特別教育	安衛則 36 条 29 号
45. ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業	ずい道等の掘削等作業責任者	ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 30 号

46. 産業用ロボットの教示等の業務に係る作業	産業用ロボットの教示等作業責任者	産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 31 号
-------------------------	------------------	-----------------------	---------------

作業内容	責任者名称	必要な資格	参考条文
47. 産業用ロボットの検査等の業務に係る作業	産業用ロボットの検査等作業責任者	産業用ロボットの検査等の業務に係る特別教育	安衛則 36 条 32 号
48. タイヤ空気充填作業	タイヤ空気充填作業責任者	タイヤ空気充填作業特別教育	安衛則 36 条 33 号
49. 廃棄物の焼却施設における業務に係る作業	廃棄物焼却施設作業責任者	廃棄物の焼却施設における業務に係る特別教育	安衛則 36 条 34 号～36 号

- ※ 1 別表 1 の 1 と別表 2 の 37 の両方に該当する場合は、高圧室内作業主任者の免許を取得した者を作業責任者とする。
- ※ 2 別表 1 の 2 と別表 2 の 11 の両方に該当する場合は、ガス溶接作業主任者の免許を取得した者を作業責任者とする。
- ※ 3 別表 1 の 3 と別表 2 の 27 の両方に該当する場合は、林業架線作業主任者の免許を取得した者を作業責任者とする。
- ※ 4 別表 1 の 4 と別表 2 の 41 の両方に該当する場合は、エックス線作業主任者の免許を取得した者を作業責任者とする。
- ※ 5 別表 1 の 5 と別表 2 の 41 の両方に該当する場合は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者の免許を取得した者を作業責任者とする。
- ※ 6 別表 1 の 7 と別表 2 の 24 の両方に該当する場合は、プレス機械作業主任者の技能講習を修了した者を作業責任者とする。
- ※ 7 別表 1 の 12 と別表 2 の 45 の両方に該当する場合は、ずい道等の掘削等作業主任者の技能講習を修了した者を作業責任者とする。
- ※ 8 別表 1 の 13 と別表 2 の 45 の両方に該当する場合は、ずい道等の覆工作業主任者の技能講習を修了した者を作業責任者とする。
- ※ 9 別表 1 の 28 と別表 2 の 38 の両方に該当する場合は、四アルキル鉛等作業主任者の技能講習を修了した者を作業責任者とする。
- ※ 10 別表 1 の 29 と別表 2 の 39 の両方に該当する場合は、酸素欠乏危険作業主任者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の技能講習を修了した者を作業責任者とする。